

広島高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 損害賠償請求控訴事件

国側当事者・国

平成20年3月27日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 所得税法234条（当該職員の質問検査権）及び消費税法62条（当該職員の質問検査権）等に基づく質問検査の意義
- (2) 調査対象者が調査を拒否する限りは一切調査の続行は許されないと納税者の主張が、納税者は質問検査について一般的にこれを受忍すべき義務を負っているものであり、納税者が拒絶の意思を表示している場合であっても、課税庁職員はなお強制にわたらない限度で、かつ、その場の具体的状況に応じて社会通念上相当と認められる範囲内で、説得や質問を試みることができると解すべきであるとして排斥された事例
- (3) 納税者が、課税庁の調査担当者に対し、帰って欲しい旨を述べて税務調査を拒否したが、調査担当者が直ちに辞去せず、質問や説明をしたことの適否につき、納税者の帳簿に記載された売上額と青色決算書の売上額に差額が生じている以上、質問及び説明は、税務調査において及び税務調査官として当然なすべきものといえること、調査等の内容や要した時間（約15分間）に照らし、納税者に直接的物理的に受忍義務の履行を強制したとまではいえないことなどを総合勘案すると、同調査等は、社会通念上相当な限度にとどまるものというべきであるから、国家賠償法1条1項（公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権）にいう違法行為に当たるとはいえないとされた事例（原審判決引用）
- (4) 調査担当者は、従前の調査結果や当日の相手方の回答、態度その他の事情を総合考慮して、なお相当と認められる限度で調査への協力の説得や質問を行うことも許されると解されるところ、本件における調査担当者の態度は任意調査の限界を超え、強制力を行使するものとは認められないこと、調査担当者が臨場していた時間はわずか15分程度であって、相手方への協力依頼などのための会話、折衝の所要時間として長いとはいえないものであったこと、控訴人の体調は不良であったとしても、わずか15分程度の会話にも耐え難いものであったとまで認められないことなどに照らせば、調査担当者の対応が、一般的に調査の受忍義務を負う者に対するそれとして社会通念上相当な程度を越えたものとは認められないとされた事例

判 決 要 旨

- (1) 国税担当職員が所得税法234条、消費税法62条等に基づいて納税義務者等に対して行う質問検査は法的強制力を有しないいわゆる任意調査に属するものであるが、これら規定に基づく質問検査に対しては相手方はこれを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであって、ただ、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合にはそれ以上直接的物理的にこれら義務の履行を強制しえないという関係にあるものと解され（最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁、判例時報708号18頁等参照）、直接的物理的強制にわたらない限度で、相手方に調査への協力を求めて説得を行い、あるいは、必要な質問をすることは、上記税法の規定の本来予定するところと解すべきであって、上記行為自体が直ちに違法不当となるものとはいえない。

(2)～(4) 省略

(第一審・広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年7月3日判決、本資料257号－135・順号10744)

判 決

控訴人（一審原告）	甲
同訴訟代理人弁護士	井上 明彦
被控訴人（一審被告）	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同訴訟代理人弁護士	吉岡 浩
同指定代理人	矢藤 賢一郎
同	安部 公一
同	山田 勝稔
同	井上 裕史
同	勘藤 卓治

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金300万円及びこれに対する平成17年12月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、店舗営業を営む控訴人が、広島西税務署所属の税務職員（国税調査官）らが平成15年（以下、月日のみを記す場合は、特に断らない限り同年を指す。）10月1日及び同月9日に控訴人店舗に赴いて行った税務調査（特に国税調査官らが、控訴人の要請にもかかわらず速やかに税務調査を中止せず、これを続行したこと）が、所得税法234条等に定める質問検査権の行使として許される範囲を逸脱した違法なものであったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、これによって被った精神的損害の賠償を求めている事案である（附帯請求は、不法行為後である訴状提出日からの遅延損害金）。
- 2 本件の前提となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記4に付加するほか、原判決の事実及び理由中「第2事案の概要」の1ないし4（2頁5行目から5頁15行目まで）のとおりであるから、これを引用する（以下、略称については、特に断らない限り原判決のそれに従う。）。
- 3 原審は、控訴人がその違法性を指摘する本件調査、すなわち10月1日及び同月9日の各税務調査（以下、それぞれの日の調査を「10月1日調査」「10月9日調査」という。）は、いずれも社会通念上相当かつ合理的な限度にとどまるものであって、国家

賠償法1条1項に該当する違法行為に当たるとまでは認められないとして、控訴人の請求を棄却した。

4 当審における当事者双方の主張敷衍

(控訴人)

以下のとおり、原判決の認定判断には違法不当な点があり、取り消され、控訴人の本訴請求が認容されるべきである。

(1) 原判決の判断は、不意打ち的であり、違法である。

原審の審理においては事実認定がもつぱら問題となっており、控訴人の主張どおりの事実、すなわち、明確な拒否にもかかわらず税務調査が続行された事実を前提として、かかる税務調査が違法と評価できるか否かは争点とはなっていなかった。当事者双方とも、控訴人主張の事実が認定されれば本件調査の違法性は肯定され则认为していたものである。

しかるに、原判決は、ほぼ控訴人主張の事実関係を認定しながら、本件調査について、「社会通念上相当な限度」にとどまり「違法」とは評価できないとして控訴人の請求を棄却してしまったものであり、不意打ち的な判断であつて、違法である。

(2) 原判決の判断は、最高裁判例の解釈を誤ったものである。

ア 原判決引用の最高裁判例（最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁、判例時報708号18頁等。以下「昭和48年最決」という。）によっても、調査対象者の明確な拒否がある以上は、税務調査を続行することは認められないのであり、調査対象者の明確な拒否があるにもかかわらず調査を続行することが、個々の事案の事情によって税務職員の裁量の範囲内として許容されることは決してないのである。原判決はこの点の判断を誤ったものである。

イ 昭和48年最決は、「前記規定（注：所得税法234条）に基づく質問検査に対しては相手方はこれを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであつて、ただ、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合にはそれ以上直接的物理的に右義務の履行を強制しえないという関係を称して一般に『任意調査』と表現されている」旨判示するところ、この判示を素直に解釈すれば、相手方が質問検査を受忍しない場合には、質問検査を続行することはできず、続行した質問検査は違法になると解すべきである。

しかるに、原判決は昭和48年最決を曲解し、相手方たる控訴人の明確な拒絶があつたにもかかわらず丙が続行した質問調査を社会通念上相当な限度にとどまるとしたものであり、明らかに昭和48年最決の解釈を誤っているものである。本件の場合、丙は、控訴人に対して税務調査に応じるように説得することなど一切なく、完全に控訴人の求めを無視して、本件店舗から退去することなく居座り続け、税務調査を続行しているのであり、同人の行為が「直接的物理的強制」に当たることは明らかである。

(3) 本件調査の必要性等（本件調査が社会通念上相当な限度を超えない根拠）についての原審の判断も不当である。

ア 10月1日調査について

丙は9月18日の調査においても既に同様の質問を行っている経緯があり、控訴

人から癌に罹患したことを理由として税務調査を拒否されており、しかも、医師から病状が重いことを告げられ、当日も腹痛のため、座敷の畳の上で横になっていた病人である控訴人に対し、調査（質問）を続行することが、一般的に許容されることでないのは明らかであり、同日の調査は到底社会通念上相当な限度を超えないものとはいえない。

イ 10月9日調査について

丙が当日行った説明や教示は、結局のところ、帳簿書類の開示を求めるものと評価できるところ、同人は、同日以前にも繰り返し開示を求めており、これに対して、控訴人は「帳簿は作成していない」旨を回答し、丙はそれを聴取書にも記録しているのであるから、引き続き癌であることを説明して調査を拒否する控訴人に対し、質問を強行しなければならない必要性があったとは到底考えられない。

なお、当日、控訴人は丙の手を足で払うなどの行為をしておらず、原判決はこの点において前提たる事実を誤認している。

また、当時の控訴人の健康状態は、医師から初期段階を過ぎた進行癌であること、手術が必要であることを告げられており、本来であれば早期に入院しなければならないところを、経営者としての責任のためやむなく入院を延期していた状況であって、その健康状態の悪化は到底看過し得ないほど深刻なものであったが、原判決はこの点を過小評価しており、不当である。

（被控訴人）

(1) 原判決の事実認定の誤り

ア 10月1日調査において、調査官丙及び統括官乙が帳簿書類を求めたのに対して控訴人が調査の延期を求めた、乙が、控訴人が腹痛を訴えているのを見て丙を制止したとの原判決の認定は誤りであり、そのような事実は存在しない。

また、当日、控訴人が「今日は帰って欲しい。」旨の申出をした事実があったとしても、これは、調査延期の要望であって、これを「税務調査の拒否」とする原判決の認定判断も誤りである。

イ 10月9日調査において、同日の丙の態度が原因となって、控訴人がこれに腹を立て、丙を撮影したとする原判決の認定は誤りである。控訴人は、当初から丙を撮影しようと考えていたものである。そして、当日控訴人から体調不良等の説明や調査延期の申出がなかったことは従前から主張しているとおりである。

(2) 控訴人の主張について

上記のとおり、原判決には一部事実認定上の誤りがあるが、原判決が本件調査は違法でないと判断したことは正当であり、控訴人の主張は以下のとおり理由がないから、本件控訴は棄却されるべきである。

ア 原判決が、直接的物理的に受忍義務の履行を強制したか否かという点と税務調査が社会通念上相当な限度にとどまるか否かという点をそれぞれ別個に判断していることは判文から明らかであり、原判決の判断は何ら昭和48年最決の趣旨に反するものではない。

イ 控訴人は、被調査者が調査を明確に拒否している場合は、税務調査に応じるように説得することはともかく、質問等一切の調査をすることは違法であると主張する

が、そのように解すべき根拠はない。昭和48年最決も直接的物理的に質問検査の受忍義務の履行を強制できないと判示しているのみであって、控訴人の上記主張のような解釈を示しているわけではない。

また、本件調査において、控訴人は、調査延期の要望をしたのであって、税務調査を拒否したわけではないし、説得されるより質問等をされる方が被調査者の不利益が大きいともいえない。

ウ 10月1日調査において、控訴人が「腹部の差し込みが激しいので、今日は帰って欲しい。」と述べたのに対し、丙が質問すると、控訴人はこれに答え、丙がその答えを受けて帳簿書類の確認ができなければ所得税の青色申告の承認の取消事由になる等の説明をすることは、これらに要した時間が約15分間であることに照らせば、直接的物理的に質問検査の受忍義務の履行を強制したものでないことはもちろん、質問検査の必要があり、かつ、これと控訴人の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまることは、明らかである。10月9日調査についても同様である。

エ 帳簿書類を求める等の本件調査の必要性については従前から主張しているとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 税務調査の限界について

【判示(1)】 国税担当職員が所得税法234条、消費税法62条等に基づいて納税義務者等に対して行う質問検査（対象者に対する質問や帳簿書類等の検査。以下、単に「質問検査」といふ。）は法的強制力を有しないいわゆる任意調査に属するものであるが、これら規定に基づく質問検査に対しては相手方はこれを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであって、ただ、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合にはそれ以上直接的物理的にこれら義務の履行を強制しえないという関係にあるものと解され（昭和48年最決参照）、直接的物理的強制にわたらない限度で、相手方に調査への協力を求めて説得を行い、あるいは、必要な質問をすることは、上記税法の規定の本来予定するところと解すべきであって、上記行為自体が直ちに違法不当となるものとはいえない。

【判示(2)】 控訴人は、調査対象者が調査を拒否する限りは一切調査の続行は許されない（拒否されているにもかかわらず、続行すれば違法となる）と主張するようであるが、上記のとおり、相手方は質問検査について一般的にこれを受忍すべき義務を負っているものであり、相手方が拒絶の意思を表示している場合であっても、当該職員はなお強制にわたらない限度で、かつ、その場の具体的状況に応じて社会通念上相当と認められる範囲内で、説得や質問を試みることができるものと解すべきであり、控訴人の上記主張は採用できない（原判決の判示もこれと同趣旨をいうものであって、原判決の解釈には何ら最高裁判例の解釈の誤りは認められない。）。

2 そこで、本件調査における税務担当職員（10月1日調査における乙及び丙、10月9日調査における丙及び丁）の行為が、上記摘示の相当と認められる範囲を逸脱するものといえるかが問題となる。

その判断の前提として、本件店舗に対して平成15年9月から10月にかけて行われ

た一連の調査（本件調査を含む）に関し、原判決の事実及び理由中「第3 当裁判所の判断」の1（5頁17行目から12頁20行目まで）に摘示の事実（ただし、11頁12行目の「要求した」の次に「（丙らが入店した後、控訴人が施錠していた。）」を加える。）を認めることができるから、これを引用する。

3 上記2摘示の事実関係を前提として判断する。

(1) 10月1日調査について

【判示(3)】

ア 当裁判所も、当該職員の10月1日調査における対応に違法不当な点は認められないと判断する。その理由は、後記イに付加するほか、原判決の事実及び理由中「第3 当裁判所の判断」の2の(2)（13頁13行目から14頁20行目まで）に摘示のとおりであるから、これを引用する。

イ 上記2摘示のとおり、控訴人が、臨場した乙及び丙に対し、「今日は帰ってほしい」旨要請した事実が認められ、これは、少なくとも当日の調査は拒否する（これに協力する意思はない）旨の意思表示であることは明らかである。

【判示(4)】

しかしながら、当該職員としては、従前の調査結果や当日の相手方の回答、態度その他の事情を総合考慮して、なお相当と認められる限度で調査への協力の説得や質問を行うことも許されると解される場所、当日の乙及び丙の態度は任意調査としての限界を超え、強制力を行使するものと受け取られるようなものであったとは認められないこと、両名が臨場していた時間はわずか15分間程度であって、相手方への協力依頼などのための会話、折衝の所要時間として長いとはいえないものであったこと、控訴人の体調は不良であったとしても、わずか15分程度の会話にも耐え難いものであったとまでは認められないことなどに照らせば、当該職員の当日の対応が、一般的に調査の受忍義務を負う者に対するそれとして社会通念上相当な程度を越えたものとは認められない。他に当該職員（乙及び丙）の対応が違法な強制にわたるものであったことを認めるに足りる証拠もない。

(2) 10月9日調査について

ア 当裁判所も、当該職員の10月9日調査における対応に違法不当な点は認められないと判断する。その理由は、後記イに付加するほか、原判決の事実及び理由中「第3 当裁判所の判断」の2の(3)（14頁21行目から16頁4行目まで）に摘示のとおり（ただし、15頁11行目から14行目までを「上記認定事実によれば、控訴人は、当日も調査に協力しない旨の態度を示していたが、当該職員は本件店舗を直ちに辞することなく、説明や説得を行ったことが認められる。」と改める。）であるから、これを引用する。

イ 10月9日調査における当該職員（丙及び丁）の臨場していた時間は約40分程度であり、10月1日調査における臨場時間よりかなり長い。これは、控訴人の方がインスタントカメラを用意して臨場した職員を撮影しようとしたり、本件店舗を退出しようとした職員に対し、要求にもかかわらず本件店舗の鍵を開けず、退出を妨害しようとしたことによるものと認められ、むしろ、控訴人の行動に由来して臨場時間が長くなったものである上、当日の控訴人の行動などからすれば、控訴人の当時の体調が当該職員の任意の説得や質問にも応じられないほど不良であったとは到底認めがたいところである（当審において提出の甲16〔医師の意見

書〕を加味しても、この判断は変わらない。】。

(3) なお、控訴人は、原判決の判断は不意打ち的であるなどと非難するが、一定の認定事実を前提としてその法的評価を行うことは裁判所として当然の職責である上、そもそも、当事者双方間において、仮に控訴人主張の事実が認められたとするならばそれが国家賠償法上違法と評価されるものであるとの共通認識があったとも認められないから、控訴人の上記非難は失当である。

4 以上のとおり、本件調査における当該職員の行為には何ら違法不当な点は認められず、控訴人の請求を棄却した原判決は正当であるから、本件控訴を棄却することとする。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 廣田 聰

裁判官 中山 節子

裁判官 曳野 久男